

【令和 8 年度】

－ 苫小牧市立地企業サポート事業 －

事業拡大・販路拡大補助金 交付要領

申請期間	令和 8 年 4 月 1 日（水）～ 令和 9 年 2 月 26 日（金）
------	---------------------------------------

（先着順のため、予算額に達し次第、期間内であっても受付終了となります。）

[問合せ・書類提出先]

産業経済部 企業政策室 工業雇用政策課

〒053-8722 苫小牧市旭町 4 丁目 5 番 6 号 苫小牧市役所 7 階

電話：0144-32-6436 ※土日・祝日を除く、平日の 8：45～17：15

1 事業の目的

事業拡大・販路拡大に向けた展示会や商談会など（以下「イベント等」という。）への出展の費用を補助します。

2 補助対象者

苫小牧市立地企業サポート事業補助金交付要綱第3条に規定する条件を満たすものとします。

なお、官公庁等から25%を超える出資を受けている企業・団体は対象外となります。

3 申請要件

申請にあたっては次の要件を満たす必要があります。

- (1) 申請時において、イベント等については開催されていないこと
- (2) イベント等については、第三者が主催するものであること
- (3) 令和9年3月31日までに事業が完了すること

<共同申請について>

複数事業主が共同で申請する場合、申請者及び交付先は、そのうちの代表企業1社とします。

4 補助率・補助上限

200,000 円/社

※上限額の範囲内で全額補助とします。

※1,000 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とします。

5 補助対象経費 ※昨年度から変更

苫小牧市立地企業サポート事業補助金交付要綱第4条第2項別表（以下「別表」という。）によるもの（リース賃貸料、参加負担金等の「会場借上げ費」のみ）とします。

※本事業に係る国・道等の補助金を活用している経費は対象外となりますので、必ず確認のうえ申請をしてください。

6 交付申請

(1) 申請期間

受付開始 令和8年4月1日（水）～令和9年2月26日（金）

(2) 申請期限

イベント開催の原則2週間前までに申請書類を提出してください。

(3) 提出書類

- ① 交付申請書（様式第1号）
- ② 実施計画書（別紙3）
- ③ 事業に要する経費、補助対象経費等内訳（別紙4）
- ④ 必要経費の見積書
- ⑤ 出展申込書
- ⑥ 参加予定のイベントの概要資料
- ⑦ 企業情報（パンフレット又はホームページ情報など）
- ⑧ 法人の登記事項証明書
- ⑨ 市税納付状況調査同意書
- ⑩ 重要事項確認書

各様式は苫小牧市公式ホームページ（工業雇用政策課）に掲載されています。

URL：<https://www.city.tomakomai.hokkaido.jp/kanko/kosho/rodokoyo/hojoseido/r8support.html>

(4) 申請方法

- 申請書類は、下記宛先に申請事業者が直接持参し提出してください。
- 受付順の管理上、原則、郵送は不可とします。
- 持参が困難な場合は郵送による提出を可としますが、郵便到着日中に予算額に達した場合は、持参により提出された申請書を優先することをご了承ください。
※代理申請及びEメールによる提出は不可とします。
- 申請書は、苫小牧市立地企業サポート事業補助金交付要綱にて規定される様式を使用してください。
- 申請書類は返却しませんので、必ずコピーを保管してください。
- 同一法人・事業者での申請は、1申請に限ります。ただし、苫小牧市立地企業サポート事業の他事業との併用は可能です。

<p>< 申請書受付・問い合わせ窓口 > ※土日・祝日を除く、平日の8:45～17:15 苫小牧市役所 7階 産業経済部 企業政策室 工業雇用政策課 〒053-8722 苫小牧市旭町4丁目5番6号 電話 0144-32-6436</p>
--

7 採択方法

- 提出された申請書類をもとに、事業の要件を満たすか、目的に沿っているか等を確認し、申請書の提出時等にヒアリングを行います。
- 採択は、原則として先着順に交付決定し、予算がなくなり次第、募集を締め切ります。

8 結果の通知

- 申請者に対して、結果を文書にて通知します。
- 採択となった場合には、企業名、代表者名、住所、業種、事業計画名、事業概要等をホームページ等で公表することがありますので、ご了承の上、申請してください。
- 対象と認められた経費について上限額まで補助します。ただし、予算の都合等により減額される場合があります。

9 事業の変更・中止

補助金交付決定後、決定内容に変更等が生じた場合は、速やかに変更申請書を提出し、市長の承認を受ける必要があります。

(1) 提出方法

苫小牧市立地企業サポート事業補助金交付要綱に規定する様式を使用し、担当課（工業雇用政策課）へ持参・郵送・メール（kogyo@city.tomakomai.hokkaido.jp）のいずれかの方法で提出してください。なお、メールで提出する場合は、PDF形式に変換してご提出ください。

(2) 提出書類

- ① 事業変更申請書（第2号様式）又は事業中止承認申請書（第3号様式）
- ② 変更後の事業計画書
- ③ 変更後の見積書

※原則、計画の変更により補助金交付決定額を増額することはできません。

※事業の内容の変更を伴わない10%以内の費用の減少の場合は、変更申請は不要です。

10 完了報告

(1) 報告期間

補助事業完了後（全ての経費の支払い完了後）、30日以内又は令和9年3月31日のいずれか早い日までに提出してください。

(2) 報告方法

報告書類は、苫小牧市立地企業サポート事業補助金交付要綱にて規定される様式を使用し、担当課（工業雇用政策課）へ持参・郵送・メール（kogyo@city.tomakomai.hokkaido.jp）のいずれかの方法で提出してください。なお、メールで提出する場合は、PDF形式に変換してご提出ください。

紙で提出された場合、報告書類は返却しませんので、必ずコピーをして保管してください。

(3) 報告書類

- ① 補助金完了報告書（第4号様式）
- ② 事業結果報告書（別紙1）
※主催者発表資料、ブース来場者数の一覧表を添付
- ③ 補助対象経費決算内訳書（別紙3）
- ④ 事業に係る経費の領収書の写し
※銀行振込の証明書類も可。手形・小切手による支払いは不可
- ⑤ 事業内容を確認できる記録写真等の資料
※会場の様子、設置ブースの写真

(4) 補助金の確定・交付

- 申請者に対して、内容を審査のうえ、文書にて通知します。
- 審査の結果、補助対象経費外の経費を含むことが判明した場合は、補助対象経費の範囲内で額を確定します。

9 その他

事業実施にあたって不明な点が生じた場合は、工業雇用政策課へご相談ください。

事業拡大・販路拡大支援事業 Q & A

Q 1 対象となる展示会・商談会はどのようなものですか

企業同士の商談や企業向けのPRを目的として、令和9年3月31日までに開催されるもののうち、第三者が主体となって開催する商談会や展示会を対象とします。

なお、海外で開催されるものについては、経済産業省・農林水産省・日本貿易振興機構等、公的機関が関与するものに限りません。

Q 2 既に出展申し込みをしたものについて申請は可能ですか

申請時に展示会や商談会等が開催されておらず、公募開始から令和9年3月31日までの間に事業が完了するものであれば、申請可能です。

Q 3 対象期間中に開催される展示会に出展予定ですが、まだ展示会の申込受付が開始されていません。申請は可能ですか

可能です。ただし、申請時点で今後の開催予定等が確認できるものをご提出ください。また、もしも開催が中止された場合は、速やかに苫小牧市立地企業サポート事業中止（廃止）承認申請書（様式第3号）を提出してください。

Q 4 企業が単独で行う商談は対象となりますか

第三者が行う展示会や商談会等の出展費用を補助するもので、企業単独による商談は対象となりません。また、企業複数社が独自に行う場合も同様に対象となりません。

Q 5 デパートの物産展などは対象となりますか

個人消費を目的とするイベントは対象としません。

企業を対象としたイベントであれば、開催場所がデパートであっても対象とします。

Q 6 複数回応募することは可能ですか

1企業1申請となります。ただし、立地企業サポート事業の他事業（職場環境改善事業、人材確保支援事業及びゼロカーボン推進事業）との併用は可能です。

Q 7 共同申請は可能ですか。

可能です。この場合、申請者及び補助金受取企業は代表企業のみとなります。限度額は20万円です。

Q 8 大企業ですが対象になりますか

会社の規模を問わず、対象となります。

Q 9 事業着手の基準は

イベント等においては、申請時にイベント自体が行われていないことが申請要件となります。

Q 10 効果の把握は必要ですか

必要です。事業の実施により、どのような効果があったかを事業実施年度を含み2年間に渡り報告していただきます。

Q 11 効果がなかった場合、補助金の返還が求められることはありますか

原則として、補助金の返還が求められることはありませんが、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄しようとするときは、処分の制限や補助金の返還等が生じる場合があります。

事業中及び事業終了後においても、補助対象事業者は高い効果につながるよう努めてください。

Q 12 対象となる経費はどのようなものですか

※昨年度から変更

会場借上げ費・出展費（小間代、負担金）などが対象となります。